

東近江市都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準の改正概要

東近江市都市整備部都市計画課

改正概要

- 1 用途地域等における建物の用途制限の概要表を変更、地区計画の決定等について修正を行いました。
- 2 既存道路の幅員を「市長が定める値」と認めた場合の道路のセットバックについて追記修正を行いました。
- 3 擁壁工に既存擁壁を利用する場合の補強、改修に伴う基準を追記しました。
- 4 ブロック積を新設する場合の基準を追記しました。
- 5 その他法改正等に伴うもの、基準の情報を補記するもの、誤記等を訂正しました。

適用期日

平成31年4月1日